

月刊Eニュースレター  
Vol 01 第3号  
2020年8月

# ボトムライン

## 目次

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFOの展望 5
- M&A 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

## 主要な指標

### Indices 指数

BSE センスインデクス	37,607	7.71%	▲
NSE NIFTY50	11,073	7.49%	▲
NASDAQ 総合	10,745	6.82%	▲
NIKKEI 225	21,710	-2.59%	▼

### Currency 通貨

米ドル・ルピー	74.92	0.83%	▲
€・ルピー	88.25	-3.99%	▼
£・ルピー	98.03	-4.64%	▼
¥・ルピー	0.71	-1.19%	▼

注記: 2020年8月31日時点の前月比をパーセンテージで表示しています。  
参照: Yahoo Finance, Investing.com

# 直接税

## 通知・通達

AY 2019-20の所得税申告期限の延長

直接税中央委員会(CBDT)は評価年度(AY)2019-20の事後申告・修正申告の提出期限を2020年7月31日から9月30日に延長しました。

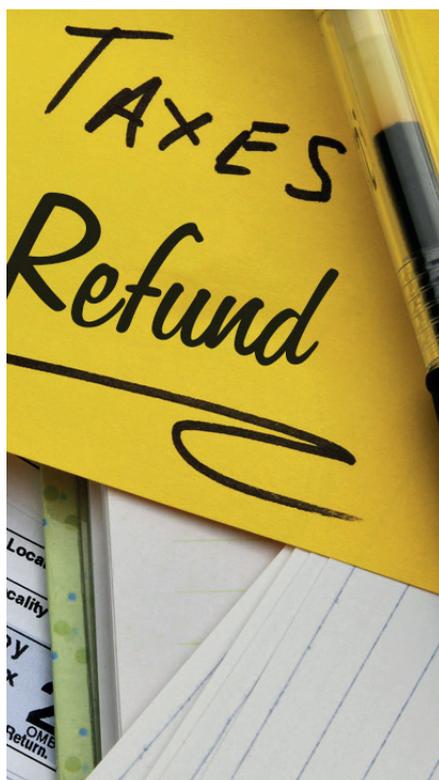
*Notification No. 56/2020-CBDT  
dated July 29, 2020*

過去5年間の「電子申告」の承認の期限を延ばしました

CBDTによってAY2015-16から2019-20に関して申告済みの所得税申告内容を承認するための期限が2020年9月30日まで延長されました。これはITR-Vの物理コピーをバンガロールのCPCに送付した場合やEVC/OTPの方法を用いてした場合に関わらず適用されます。

これらによってなされた申告内容は2020年12月31日迄に処理されます。

*Circular No. 13/2020-CBDT dated  
July 13, 2020*



## 司法判断

コア事業がなされていない場合は恒久的施設の認定なし

「固定の場所」恒久的施設と認定されるためのDTAAにおける要件及び利益に対する課税の要件として、企業のコアの事業(core business)の一部または全部が行われていることが挙げられますプロジェクト事務所(PO)に関しては、ビジネスのための固定の場所があるものの、準備的・補助的活動をしている限りは恒久的施設を有するものとはみなされません。

*Director of Income-tax v. Samsung Heavy Industries Co. Ltd. (Supreme Court)*

将来の課税要求を考慮しての税金の還付の留保は違法

税務当局は、税務調査の通知が発行された場合、将来課税要求要求が生じるかもしれないという理由で税金の還付分を留保することはできないと判断しました。

*Principal Commissioner of Income-tax v. Vodafone Idea Ltd. (Supreme Court)*

源泉徴収をしなかった額の損金算入の不許可

源泉徴収しなかった額に対する40 / (a)(ia)による損金算入の不許可は未払い額だけに限定されないとの判断が裁判所によってなされました。

この規定は査定対象者がすでに負担し支払った費用に関しても同様に適用されます。

*Shree Choudhary Transport Company v. Income-tax Officer (Supreme Court)*

存在しない会社に対する  
税務調査は最初から無効

コア事業をしてないPOは  
恒久的施設を構成しない

将来の課税要求を考慮しての  
税金の還付の留保は違法

存在しない会社に対する税務調査は  
最初から無効とみなされます

税務調査の通知が合併消滅会社に対してなされたものであった場合、全ての手続きは最初から無効であったとみなされます。本件では税務調査官が税務調査を行う際、又は通知を発行する際に、すでに対象会社が合併により消滅していたことを認識していたことが認定されました。税務調査が存在しない企業に対してなされていたと判明した以上、292B条により治癒されるような手続き上の瑕疵とはみなされません。

*Genpact India Pvt. Ltd. Vs. Deputy Commissioner of Income tax (Delhi ITAT)*

GAARは遡及的に適用できない。

ITATは、税務当局が高等裁判所によって認められた合併の方針に従う必要があり、GAARを遡及的に適用することはできないとの判断を示しました。

*JCT Limited Vs. Deputy Commissioner of Income tax (Kolkata ITAT)*

# 間接税

## 通知・通達

2020年10月1日から電子請求書の利用が必須に

今後は、1会計年度における総売上高が50億ルピーを超える納税者には電子請求書の利用が必須となります。この制限は以前通知された基準の10億ルピーから引き上げられました。SEZの企業は除外されて電子請求書を発行する必要はありません。改訂されたフォーマット・スキーマも通知されています。

*Notifications No. 60 & 61/2020-Central Tax dated July 30, 2020*

## 訴訟・事前裁定

不備通知メモは法定期限を超えて発行することはできません

税務当局は納税者による税金還付申請の提出日から15日間の法定期限を超えて還付申告の不備通知メモ (Deficiency memo) を発行することはできません。税金の還付は遅延利息とともに払い戻される必要があります。

*Jian International v. Commissioner of Delhi Goods and Service Tax (Delhi High Court)*

仕入サービスに課された仮払GSTの還付に関する規則が無効に

逆転課税システム (inverted duty structure) の中で仕入サービスの際に蓄積された仮払GSTの還付を拒否するCGST規則は、CGST法54条(3)の委任の趣旨に反したものとして無効とされました。当局は上訴人に対して仮払GSTの還付をするよう指示しました。

*VKC Footsteps India Pvt Ltd v Union of India (Gujarat High Court)*

## 遅延利息の元本組み入れ

GSTの規定に基づいて利息は元本に組み入れられませんが、遅延の期間に応じて一定の率で元本への組み入れがなされることとなります。遅延利息として課される金額は罰金の性質を持つ者で、本来のサービス提供に対する不住的なサービスの提供と同様に扱われ、GST規定の元で課税対象とされます。

*M/s Ushabala Chits Private Limited (AAR Andhra Pradesh)*

## インドの支店からのサービス提供

本件では海外企業が機械の保守と修理を提供するため、インドの顧客と契約を締結しました。サービスはインドの恒久的施設である支店から提供されました。サプライヤーの所在地はインドにあるとみなされました。これはサービス輸入とは見なされず、サービス受領者はGSTのリバースチャージに基づく支払い義務は課せられません。インドの支店がGSTを納める義務があります。

*M/s IZ-Kartex named after P G Korobkov Ltd (AAR West Bengal)*

## インドのプロジェクトオフィスに配属された駐在員の給与に対する課税

プロジェクトオフィスは海外の本社の延長です。本社員がプロジェクトオフィスに配属されている時、本社およびプロジェクトオフィスにおいて雇用主と従業員の関係があるとみなされます。プロジェクトオフィスにて駐在員給与の費用に関してなされた仕訳はCGST法付属IIIのサービス提供にはあたりません。

*M/s Hitachi Power Europe GmbH (AAR Maharashtra)*

## 未利用仮払GSTの振替

継続企業としての事業の売却はGSTが免除されるサービスの供給にあたります。振替者と譲受人が同じPANを持っている場合でもGST ITC-02を提出することで、別の州にある電子帳簿の未利用の仮払GSTを振替することができます。

*M/s Shilpa Medicare Limited (AAR Andhra Pradesh)*

50億ルピーを超える総売上高の場合納税者は電子請求が必須に。SEZ企業は対象外

仕入サービスに課された仮払GSTの還付に関する規則が無効に

不備通知メモは法定期限を超えて発行することはできません



# 会社法及び関連法

## フォームPAS-6の活用

フォームPAS-6(株式資本監査報告書と半期レポートとの調整)が2020年7月15日から申告可能に。上場していないすべての公開会社は同じものを各半期の末日(9月30日・3月31日)から60日以内に実務家会社秘書役・公認会計士によって正式に署名を得た上で申告することが求められます。

## MCA Announcement

### ARCの公正実施規定

インド政府の中央銀行より資産の取得における透明性と差別のない実施を確保するためにARCに関してFair Practice Code(公正な実施規定)を発行しました。

*RBI Notification No. 13/20-21 dated July 16, 2020*

## 流動性管理レポート

中央銀行(RBI)は2020年7月の速報でCOVID-19期間における流動性管理に関する報告書を発表しました。特徴は次の通りです:

- 政府の借入の増加とロックダウン中の大幅な収益損失にもかかわらず政府証券市場は回復力を維持していました。
- 社債への融資コストの削減
- NBFCを含む中小企業は、特定の長期レポ事業及びAIFIに対する特別再融資のしくみ等により利益を受けました

*RBI Bulletin for July dated July 13, 2020*

## SEBIによる期限の緩和 (LODR規制)

SEBI (LODR規制)に基づく書類の認証または証明のためのデジタル署名証明書の使用が2020年6月30日から12月31日まで延長されました。

*SEBI Circular No. 145/2020 dated July 31, 2020*

上場していない公開会社向けに株式資本との調整するために監査報告書が必要に

ARCに関して(公正実施規定)を発行済み

COVID-19状況下の流動性管理



## CFO の展望

### COVID-19状況下で、リースに関連するものを含む特定のInd-ASが修正されました

MCAIは一定のInd-ASに修正を通知しました

MCAIはNFRAと協議して、2020年会社法改正規則(インド会計基準)を発表し、一定のInd-AS(インドの会計基準)を改正しました。主な改正は次の通りです:

- Ind AS 1及び8: 重要な情報に関して「重要な」の定義が修正され、その範囲が拡張されます。
- Ind AS 10: すべての資料はその性質と財務的影響の非調整の報告期間後に見積もりを開示する必要がある。そうでない場合そのような見積もりは作成できない。
- Ind AS 103: 「ビジネス」の定義を変更し公正価値の重点を見出すことを可能にするための任意のテストを追加しました。これにより、取得された活動及び資産がビジネスに当たるか否かに関する簡略化された査定が可能になりました。
- Ind AS 107: 政策金利変更から生じる不確実性への対応のために情報開示が必要に。
- Ind AS 109: 特定のヘッジ会計要件の適用に関して一時的な例外が設けられました。
- Ind AS 116: 「賃貸借契約の修正」が賃借人による賃貸借契約の修正として扱われるべきか否かに関して説明が加えられました

SEBIは2020年6月までの期間の結果を発表する期限を延長した

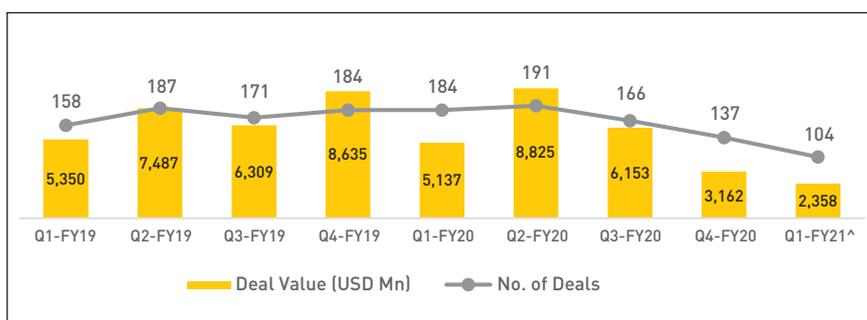
上場企業は今四半期・半期・会計年度の会計結果を2020年6月30日の代わりに2020年9月15日まで提出することができます。以前は期限日が2020年8月14日になっていました。

## 合併と買収

インドでのPE・VC投資に対するCOVID-19の影響

COVID-19は厳しく敏感な公衆衛生上の緊急事態であり、プライベートエクイティやベンチャーキャピタルの案件に対して多くの財政的及び経済的不確実性をもたらしています。ジェネラルパートナーやファンドマネージャーは市場が度安定するまで「様子見」するアプローチを採用しています。パンデミックの中、投資家は被害の程度を見極めるため待機しており、取引は延期されました。取引パイプラインは影響を受けませんが取引フローは大きな悪影響を受けています。

PE・VCへの総投資 - 四半期ごとの傾向



<sup>^</sup> 21年度第1四半期の総額9,574百万米ドルのジオプラットフォーム株式会社の8件の取引は現在の状況における例外値とみなしており、含めていません。  
参照: CIIによるVCCEdgeのデータの解析

プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルで取引の減少はFY20の第4四半期から始まりました。この四半期ではFY19の第3四半期と比べて173%の取引額でしたが、FY21の第1四半期では前四半期から34%減少しました。上記の分析はすべてQ1-FY21に調達された様々なプライベートエクイティファンド等から95億米ドルに近いリライアンスジオプラットフォームへの投資を除外しています。リライアンスによって調達された総投資額はグーグル及びフェイスブックの投資を含むと約200億米ドルになります。

### 将来の投資戦略

- 要約すればジェネラルパートナーは新しい機会より既存のポートフォリオ企業に優先的に注力する可能性が高いです。
- 証券マーケットでのバリュエーションが大幅に修正されたため、民間投資家は上場証券に投資する可能性が高くなります。そして敏捷なPEファンドは優良企業がマーケットで資金調達をするのに投資すると考えられます。
- エグジット活動は有意な経済回復が行われるまで大幅な減速が予想されます。そしてファンドは割引価格で売却するよりも長期間保持する可能性が高くなっています。
- リミテッドパートナーは経験を積んだジェネラルパートナーを頼ることとなるでしょう。初任のファンドマネージャーや経験の浅いジェネラルパートナーは資金調達において困難に直面するかもしれません。

PEファンド  
びベンチャー  
キャピタルは「様子  
見」の構えで  
あり、この不  
確実な時期  
な最中で確  
実性を模索  
中です

# 弊社ニュース NEWS



## ウェビナー

2020年7月29日に**重要な規制の更新**に関するクライアント向けのウェビナーを実施し2020年4月1日から適用されるさまざまな規制税、間接税、直接税、報告、企業法、労働法の会計分野の変更について説明しました。

スピーカーの中にサンディーブ・グプタ(パートナー)とスプロト・ボース(エグゼクティブパートナー)が参加しました。ラジヴ・アリア(間接税、会計及びビジネスサポートナショナルヘッド)が開会の挨拶をしました。

2020年6月28日にパルビン・クマル(監査部門のナショナルヘッド)がWIRCのJ.B. Nagar CPE Study Circle に招待され、**監査基準に関する財務諸表の主要なアイデアプレゼンテーションを行いました。**

2020年7月25日パルビン・クマルは公認会計士Parivaarからパネルスピーカーとして招待され法廷監査への実践的アプローチに関することを話しました。

## パートナーの記事

**フォーム 2 6 ASの自律的な様式  
2020年7月1日**

ビクラムジット・シン・ベチ(租税部門パートナー)とジョティ・グプタ(租税部門マネジャー)

Taxmannの記事で発行され、改訂されたフォーム26AS及び現在納税者に提供される追加情報について説明がありました。

**デジタル税: 今後の展望 2020年7月22日**

スニルアロラ(税務パートナー, ムンバイの共同業務長)

Business Todayに発行されたこの記事は外国の電子商取引会社による商品やサービスの販売に対する平衡税の拡大の影響に関する著者の立場に関して書かれています。

**CFOがニューノーマルにおいてより多くを開示すべき理由2020年7月25日**

ケイユル・デイヴ(パートナー, ムンバイ業務長)

ET CFOに発行されたこの記事では今日の環境で企業が行う一貫した包括的開示の重要性と必要性について説明がされています。



# 用語集



## AAR

Authority for Advance Ruling

## AIFI's

All India Financial Institutions

## AO

Assessing Officer

## ARC's

Asset Reconstruction Companies

## AY

Assessment Year

## BO

Branch Office

## CBDT

Central Board of Direct Taxes

## CGST

Central Goods and Services Tax

## CGST Act

Central Goods and Services Tax Act, 2017

## CGST Rules

Central Goods and Services Tax Rules, 2017

## DTAA

Double Taxation Avoidance Treaty

## FY

Financial Year

## GAAR

General Anti Avoidance Rules

## GST

Goods and Services Tax

## HO

Head Office

## IGST

Integrated Goods and Service Tax

## ITAT

Income Tax Appellant Tribunal

## ITC

Input Tax Credit

## ITR

Income Tax Return

## LODR

Listing Obligations and Disclosure Requirements Regulations, 2015

## MCA

Ministry of Corporate Affairs

## NBFC

Non-Banking Financial Company

## PE

Private Equity

## PO

Project Office

## Q

Quarter

## RBI

Reserve Bank of India

## SCN

Show Cause Notice

## SEZ

Special Economic Zone

## SGST

State Goods and Services Tax

## SIPC

Smart Industrial Port City

## TDS

Tax deducted at Source

## u/s

Under section

## VC

Venture Capital



お客様からのご意見は大変貴重なものです。お気付きの点がございましたらご連絡をおねがいいたします。  
連絡先: editorial@asa.in

# 当社概要

弊社は企業戦略、監査、税務専門家、金融及び市場解析等全てのサービスを提供致します

## サービス

- 会計とビジネスサポート
- 監査
- ビジネスアドバイザー
- 税務
- トランザクションアドバイザー

地域ごと特性及び分野ごとの専門に特化したチームが組織され、専門的知見と経験を豊富に有するリーダーがこれを率いています。そして、インド全土に質の高いサービスを提供することが可能です

弊社の強みは人、プロセス、そして専門生です。



## 本社

ニューデリー  
Aurobindo Tower  
81/1 Third Floor Adchini  
Aurobindo Marg  
New Delhi 110 017 INDIA  
T +91 11 4100 9999

アーメダバード  
306 - B, Pinnacle Business Park  
Corporate Road, Prahlad Nagar  
Ahmedabad, 380 015 INDIA  
T + 91 79 4891 5409

バンガロール  
Level - 2, Park Square  
No.150, 36th Cross  
Jayanagar 7th Block  
Bengaluru 560 082 INDIA  
T +91 80 4151 0751

チェンアイ  
Unit No. 709 & 710,  
7th Floor 'Beta Wing'  
Raheja Towers, New Number 177  
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA  
T +91 44 4904 8200

グルガオン  
Times Square Fourth Floor  
Block B, Sushant Lok 1  
Gurgaon 122 002 INDIA  
T +91 124 4333 100

ハイデラバード  
Ammaram Unnathasan Reddy Tower  
H No 1-11- 301/3 Ground Floor  
Gagan Vihar Begumpet  
Hyderabad 500 016 INDIA  
T +91 40 2776 0423

コチ  
Pioneer Tower  
207-208 Second Floor  
Marine Drive  
Kochi 682 031 INDIA  
T +91 484 410 9999

ムンバイ  
68 Filmcenter  
C-34 Third Floor  
J Dadaji Road Tardeo  
Mumbai 400 034 INDIA  
T +91 22 4921 4000

全国的な提携オフィス  
チャンディガール、コルカタ、プネ、ヴィジャカーバットナム、ネパール

www.asa.in

700

人のプロ  
フェッショナル社員

6000

の顧客

60+

ヶ所の事務所

32

人のパートナー  
及びディレクター

29

年の  
経験

インド国内で8ヶ所の重要拠点にパートナー事務所があります。

インド国内の18ヶ所と海外で提携する6ヶ所の拠点が一緒になってグローバル基準とロカールの専門的知見を提供致します。



免責事項: この資料の情報は確実に精査されすべての情報が信頼できる情報源に基づいており、正確です。ただし、この資料は法律、税務、会計にその他に専門的な助言を提供するものではありません。特定の問題に対する対応を開始する前に適切な相談を受けることをお勧めします。